

第4章 參考資料

第4節

官公署届出書類一覽

当局:堺市上下水道局

表中<>:法令の略号

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令	
共通関係	管理施設等の道路使用等	道路占用許可申請	当局	道路 管理者	着工前	目的,場所,期間,構造, 方法,時期,復旧方法	道路法32条 堺市道路占用料条例 堺市道路掘削工事 復旧規則
		道路使用許可申請	当局	警察 署長	着工前	目的,場所,期間,方法	<道公法> 77条
		支障移転請求	当局 (受注者代行)	供給 会社等	着工30日前 まで		
		工事負担金	当局	〃	〃		
	消防	工事を施工するための現場に設ける事務所等の届	受注者	消防 署長	設置前		堺市火災予防条例 86条
	敷地占有 下水道の	下水道の敷地占有許可申請	受注者	当局	着工前		堺市下水道条例29条
	河川	河川の敷地占有許可申請	当局	河川 管理者	着工前		河川法24条, 26条
		河川保全区域内行為許可申請	当局	河川 管理者	着工前		河川法55条
	特定建設資材の再資源化	分別解体等計画の事前届出	当局	市長 (環境局)	工事着手の 7日前		建設リサイクル法 10条
	産業廃棄物の一時保管	産業廃棄物保管施設届出書等	受注者	市長 (環境局)	保管開始日の 14日前		<廃掃法> 12条 <堺市循環条例> 16条

	ポンプ場・処理場の新設、更新	特定施設設置 (使用、変更) 届出書	当局	市長 (環境局)	工事着手の 61日前		<水濁法>5条 瀬戸内海環境保全 特別措置法 5条
	汚濁負荷量の測定	汚濁負荷量 測定手法届出	当局	市長 (環境局)	届出の必要 が生じた 場合		<水濁法>5条 瀬戸内海環境保全 特別措置法 5条
	ポンプ場・処理場の撤去	特定施設使用廃止 届出書	当局	市長 (環境局)	廃止後 30日以内		<水濁法>5条 瀬戸内海環境保全 特別措置法 5条
	土地の形質変更	一定の規模以上の 土地の形質の変更 届出書	当局	市長 (環境局)	作業開始 30日前	3,000m ² を超える土地の 形質変更(工事)を行お うとする場合	土壤汚染対策法 4条
建築関係	建築物・工作物	計画通知 [確認申請] 建築物,工作物	当局	建築主事	着工前	昇降機及び昇降機以外 の電気・機械設備を含 む。工作物は、<建基令 >138 条に指定されたも の	<建基法>18[6]条 <建基則>1条
		工事完了検査 申請書	当局	建築主事	完了した日 から4日以内	検査を受け 検査済証受領	<建基法>18[7]条
		特定建築物届	当局 (受注者代行)	市長 (保健所)	使用開始後 1カ月以内	所在地、用途、延面積、 構造設備の概要、建築 物環境衛生管理技術者 名その他	<ビル管法>5条 ※3000㎡以上 事務所ビル
		防火対象物 使用開始届	〃	消防長 (消防 署長)	使用開始の 7 日前	設計書, 計算書, 系統 図, 平面図等を添付	堺市火災予防条例 84条
電気設備 関係	電力	保安規程届	当局	経済 産業局	着工前		<電事法>42条

		主任技術者 選任届	〃	〃	〃		〈電事法〉43条
		工事計画届	〃	〃	着工30日前 まで	最大電力1,000kW以上 又は受電電圧10kV 以上の需要設備 大気汚染防止法第2条 第2項に規定するばい 煙発生施設に該当する 非常用予備発電装置 ほか	〈電事法〉48条
		使用前安全管理 審査申請	〃	〃	審査希望日 を1カ月前ま でに近畿経 済産業局施 設課自家用 係に連絡 申請書は審 査希望日の2 週間前まで	〃	〈電事法〉50条の2
		経済産業省告示 第933号に基づく 確認行為依頼	〃	〃	できる限り早 く立入確認実 施期間をも見 込み、使用開 始予定日の2 週間前まで	特別の理由により、工事 計画の事前届出をした 電気工作物の一部を使 用する場合	告示933号
		試験使用届	〃	〃	試験使用を 行う前		〈電事法規則〉70条
		自家用電気 使用申込	当局 (受注者代行)	電力会社	着工前		電気供給規程
		電気需給契約	〃	〃	供給承諾時		〃
		自家用電気工作物 落成予定通知	〃	〃	落成予定 確定時		〃
		自主検査成績書	〃	〃	送電前		〃

		電灯・動力使用 申込	〃	〃	着工前		〃
	通信	加入申込	当局 (受注者代行)	第1種通信 事業者	利用意志 確定次第		
		専用申込	〃	〃	〃		
		自営端末設備の 接続請求	〃	〃	完成前		
	電波	高層建築物等予定 工事届	当局	総合 通信局	着工前	伝搬障害防止区域に 31mを超える建築 を行うとき	電波法102条
		高層建築物等工事 計画届	〃	〃	伝播障害防 止区域に指 定されたとき	(建築中の場合)	電波法102条
消防設備関係	消防	消防用設備等 着工届	当局 (受注者代行)	消防長 (消防 署長)	着工10日前 まで	自動火災報知設備等	消防法17条の14 ※注 消防設備士が 届出 〈消防則〉33条の18
		電気設備設置届	〃	〃	設置工事 開始前	変電設備(20kW以上) 内燃機関による 発電設備, 蓄電池設備(4, 800A h・セル以上)等	堺市火災予防条例85条
		消防用設備等 設置届	〃	〃	工事完了後 4日以内	消防用設備等に関する 図書及び同試験結果 報告書添付	消防法17条の3
		消防用設備等 特例適用申請書	当局	〃	着工10日前 まで		消防法施行令 堺市火災予防条例
給水設備関係	給水装置 上水道	給水装置工事 申込書	当局 (受注者代行)	当局	着工前	案内図,配置図,配管図 添付の上承認を受ける (上水道-給水装置)	堺市水道事業給水条例

		検査申込書	〃	〃	検査前		〃
		使用開始届	〃	〃	使用前	申込後量水器取付	〃
	簡易専用水道	簡易専用水道 使用届	当局	保健所長	使用開始後 1ヶ月以内	設備の配置系統図 受水タンク廻り図	水道法34条の2 (受水タンク有効容量 10m ³ 以上)
	高さ8m超過高架水槽	計画通知 [確認申請] 工作物	当局	建築主事	着工前	配置図,平面図,構造図, 断面図添付	〈建基法〉88条 (18[6]条)
		工事完了届	〃	〃	完了した日 から4日以内	検査を受けて検査済証 受領	〈建基法〉(18[7]条) 〈建基令〉138条
ガス設備関係	都市ガス	ガス工事申込 (大阪ガス請負時は 除く)	当局 (受注者代行)	大阪ガス	着工前	設計図,建物平面図	〈ガス法〉17条 供給規程
	液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵 又は取扱いの開始 届(300kg 以上貯 蔵の場合)	当局 (受注者代行)	消防署長	着工前	取扱数量,位置,構造, 消防設備の概要	消防法 9条の2 〈危険令〉1条の10
		特定高圧ガス消費 者の消費の届 (3,000kg以上)	〃	大阪府 知事	消費開始 20 日前まで	位置,構造,設備,消費の 方法	〈高ガス法〉24条の2
		液化石油ガス設備 工事届 (床面積1,000m ² 以上の事務所等)	〃	〃	完了時		〈液ガス法〉38条の3 〈液化ガス則〉39条

冷凍設備関係	一日の冷凍能力、フロンガス50t以上、その他の高圧ガス20t以上	高圧ガス製造許可申請	当局 (受注者代行)	大阪府 知事	製造開始の 20日前まで	ガスの種類,製造計画書 添付	<高ガス法>5条 <冷凍則> 4条
		製造施設完成検査申請	〃	〃	完成時	検査を受けて検査済証 受領	<高ガス法>20条 <冷凍則> 18条
		高圧ガス製造開始届	〃	〃	製造開始時		高ガス法 21条 <冷凍則>8条 ※注<高ガス法>5-1-2で定める値を<高ガス令>3-2で規定
	未 満、 そ の 他 の 高 圧 ガ ス 3 t 以 上 2 0 t 未 満	高圧ガス製造届	当局 (受注者代行)	大阪府 知事	製造開始の 20日前まで	ガスの種類,製造施設 明細添付	<高ガス法 > 5 条 <冷凍則> 5条
ボイラー及び第一種圧力容器設備関係	新設のもの	構造検査申請	製造者	労働基準 局長	製造後	検査を受け刻印及び 明細書に検査済印を受け ける	<安衛法>38条 <ボイラー則>5条 <ボイラー則>51条 (第一種圧力容器) ※注 現場組立のボイラーにあつては設置完了後に構造検査を受ける。

	設置届	当局 (受注者代行)	労働基準 監督署長	設置30日前 まで	明細書,構造検査済証, 配置図,配管図, 据付主任者選任	<安衛法> 88条 <ボイラー則>10条,16 条,85条 <ボイラー則>56条 (第一種圧力容器)	
		ボイラー据付工事 作業主任者選任届	受注者	〃	据付前	技能講習終了者より 選任	<ボイラー則>16条
		落成検査申請	当局 (受注者代行)	〃	落成時	検査を受け検査証受領	<安衛法> 38条 <ボイラー則>14条 <ボイラー則>59条 (第一種圧力容器)
	再 使用 の もの	使用再開検査	当局 (受注者代行)	労働基準 監督署長	竣工時	構造図,明細書,配置図	<安衛法> 88条 <ボイラー則>46条 (第一種圧力容器)
小型ボイラー	—	設置報告	受注者	労働基準 監督署長	竣工時	構造図,明細書,配置図	<安衛法> 100条 <ボイラー則>91条 小型ボイラー 小型圧力容器
設備関係 火を使用する	ボイラー(小型以下) 熱風炉・炉・かまど	火を使用する設備 等の設置届	当局 (受注者代行)	消防長 (消防署長)	設置の日の 5日前まで	設備概要,配置図	消防法9条 堺市火災予防条例 85条
危険物の製造所・貯蔵所・取扱所関係	指定数量の30倍超過等	危険物保安監督者 選任届	当局 (受注者代行)	市長 (消防局)	選任したとき 遅滞なく		消防法13条 <危険令>31条 <危険則>48条
	指定数量以上	危険物設置又は 変更許可申請 (製造所・貯蔵所・ 取扱所)	当局 (受注者代行)	市長 (消防局)	着工前	製造設備,構造明細 添付	消防法11条 <危険令>6条
		危険物取扱所 仮使用承認申請書	〃	〃	〃		

		軽微な変更届出書	〃	〃	〃		
		危険作業届出書	〃	〃	〃		
		水張,水圧検査申請	製造者	〃	施工中	容器に配管,付属品を 取り付ける前に申請	<危険令>8条の2
		完成検査申請	受注者	〃	完成時	検査を受け検査証受領	<危険令>8条
1 / 5 以上	指定 数量の	少量危険物の貯蔵 取扱届出	当局 (受注者代行)	消防署長	開始前	品名,数量等	堺市火災予防条例 88条
ばい煙関係	—	ばい煙発生施設 設置届	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	着工60日前 まで	ばい煙発生施設の種 類,構造,使用方法,処理 方法	<大気法> 6条 <大気法>10条 <大気法>31条 <大気令>13条 大阪府生活環境の保全 に関する条例17 条
振動関係	伴う 建設 区域内に 特定建設 作業を 施工する 場合	特定建設作業 実施届	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	作業開始7日 前まで	特定建設業の種類, 場所,期間,振動防止の 方法等	<振動法> 14条 <振動則> 10条
騒音関係	指定 地域内に 特定施設 を 設ける 場合	特定施設設置届	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	着工30日前 まで	特定施設の種類の 数,騒音防止方法,配置 図	<騒音法>6条 <騒音法>25条
昇降機	—	計画通知書 (昇降機) ・設置届 ・廃止届 ・完了届	当局 (受注者代行)	建築主事	着工前 廃止前 完了時	建築配置図 昇降機据付平面図 横断面図等 構造詳細図	<建基法>6条 <建基則>1条

クレーン	3t以上	クレーン設置届	当局 (受注者代行)	労働基準 監督署長	設置工事 開始30日前 まで	クレーン明細書,組立図, 強度計算書,据付周囲 状況,基礎概要等添付	〈安衛法〉88条 〈安衛令〉13条 〈クレーン則〉5条
		クレーン落成検査 申請書	〃	〃	受験希望日 15日前まで		〈クレーン則〉6条
		クレーン変更届	〃	〃	変更工事 開始30日前 まで	クレーン検査証, 変更部分図面	〈クレーン則〉44条
		クレーン変更検査 申請書	〃	〃	受験希望日 15日前まで		〈クレーン則〉45条
		休止・廃止報告書	〃	〃	遅滞なく	検査証	〈クレーン則〉48条
	0.5t以上 3t未満	クレーン設置 報告書	当局 (受注者代行)	労働基準 監督署長	設置前まで		〈クレーン則〉11条
ゴンドラ	—	ゴンドラ設置届	受注者	労働基準 監督署長	設置工事 開始 30日前まで	明細書,検査済証,組立 図,据付ける箇所の周囲 の状況,固定方法等 添付	〈安衛法〉 88条 〈ゴンドラ則〉10条
ダイオキシン 関係	—	特定施設設置 (使用・変更) 届出書	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	工事着手 予定日 61日前まで		〈安衛法〉 88条 〈ダイ特法〉12条1
		特定施設使用届	〃	〃	法対象施設と なった日から 30日以内		〃
		建設工事計画書	〃	労働基準 監督署長	設置工事 開始 14日前まで	廃棄物焼却施設解体工 事計画届出概要書,周 辺状況図,解体対象施 設概要図,工事用機械 等配置図,工法概要を 示す書面又は図面, 工程表等	〈安衛法〉 88条 〈安衛則〉 90条5号

石綿関係	耐火または準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業	建設工事計画書	受注者	労働基準 監督署長	工事開始 14日前まで	施工計画社内審査書, 現場案内図,石綿等除去 工事概要書,事前調 査結果,作業に係る建設 物等概要図面,工事用 機械設備建設物等配置 図面,石綿等除去方法 図面・書面,労働災害 防止方法,工程表	<安衛法> 88条 <安衛則>90,91 条
	上記以外の建築物等で石綿等が吹き付けられている建築物等の解体等の作業	建築物解体等 作業届	受注者	労働基準 監督署長	工事開始 まで	現場案内図,作業に係る 建築物等概要図面	<安衛法> 100 条 <安衛則>5条

第一種圧力容器に関する手続き・検査

手続者	検査項目	提出書類、提出先	検査内容	備考
所轄都道府県労働基準局の所管	労働基準局長の製造許可	・ 第一種圧力容器製造許可申請書 ↓ (構造図面添付) 労働基準局長宛	設定能力 工作能力 製造設備能力 検査設備能力 } 等の監査	
	構造規格に基づき製作			製造許可工場のみが作れる
	溶接検査	・ 第一種圧力容器溶接検査申請書 ・ 第一種圧力容器溶接明細書 ↓ 労働基準局長宛	材料検査 開先検査 内外観検査 機械的試験 レントゲン検査	合格のものに番号刻印が押され、圧力容器明細書に構造検査済の印を押し交付される
	構造検査	・ 第一種圧力容器構造検査申請書 ・ 第一種圧力容器明細書 (構造図面、強度計算書添付) ↓ 労働基準局長宛	材料検査 構造規格検査 内外観検査 水圧試験 付属品の検査	合格のものに番号刻印が押され、圧力容器明細書に構造検査済の印を押し交付される
	製品完成			
所轄労働基準監督署の所管	設置	・ 第一種圧力容器設置届 (設置場所周囲状況図 タンク廻り配管図添付) ・ 第一種圧力容器明細書 ↓ 労働基準監督署長宛		溶接検査と構造検査に合格しない容器は設置できない
	落成検査	・ 第一種圧力容器落成検査申請書 ↓ 労働基準監督署長宛	設置状況の検査 タンク廻り配管の検査 付属品の検査 取扱主任者選任確認	落成検査に合格した圧力容器に第一種圧力容器検査証が交付される
	使用	・ 第一種圧力容器取扱作業主任者選任		作業主任者の氏名を圧力容器の設置している場所の見やすい箇所に掲示する
	性能検査	・ 第一種圧力容器性能検査申請書 (検査証、設置届関係書類 定期自主点検記録過去3年間分) ↓ 労働基準監督署長宛	使用後の状況検査 缶体の変形腐食の状況 付属品の損耗状況 水圧試験 (必要なもののみ)	年一回を原則とする有効期限満了日の2ヶ月前から受付可能
	変更 変更検査	・ 第一種圧力容器変更届 (第一種圧力容器検査証、 変更内容書類添付) ・ 第一種圧力容器変更検査申請書 ↓ 労働基準監督署長宛	変更部の確認 工作の適合性 溶接の変更部は ・ 機械的試験 ・ レントゲン検査	圧力容器の胴、鏡板、底板、管板、ふた板、ステーを変更する場合

第二種圧力容器に関する手続き・検査

手続者	検査項目	提出書類、提出先	検査内容	備考
所轄労働基準局所管	第二種圧力容器構造規格に基づいて製作			
	耐圧検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種圧力容器個別検定申請書 ・ 第二種圧力容器明細書 (構造図面、強度計算書添付) <p style="text-align: center;">↓</p> 労働基準局長宛又は耐圧証明代行者宛（日本ボイラ協会等）	構造規格検査 水圧試験	合格のものに第二種圧力容器明細書に合格の印を押して交付される
	製品完成			
所轄労働基準監督署所管	設置	設置届等不要	落成検査等なし	第二種圧力容器明細書保管
	使用		性能検査等なし 自主点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体の損傷の有無 ・ ふた取付ボルト磨耗の有無 ・ 管及び弁の損傷の有無 	年一回定期的に自主点検を行い、その記録を3年間保存する